

必要な書類	連絡事項
(1) 住民票(原本) <u>3か月以内に取得したもの</u>	<p>● <u>世帯主の氏名、続柄、旧住所等が省略されていない世帯全員が記載されているもので、マイナンバーの記載があり、3か月以内に交付を受けたもの</u></p> <p>▼ <b>住民票を取得するときの注意事項</b></p> <p>① 加入しない方も含み取得をお願い致します。  <u>世帯全員が確認できない場合は、再取得となりますのでご注意ください。</u></p> <p>② 家族に外国籍の方がいる場合は在留カードの番号等が記載されているもの</p> <p>③ ご家族が加入する場合は原則、同一世帯が条件です。但し、就学のため、組合員と異なる住所に住民票がある場合は在学証明書(写)を添付して下さい。</p>
(2) 身分証明書(写)	<p>● 組合員(代表者)の方のみご提出下さい。          運転免許証・パスポートなど顔写真付をご準備下さい。</p>
(3) 現在加入中の健康保険証(写)	<p>● 加入者全員分をご準備下さい。</p> <p>① 70歳以上の方がいる場合は、「高齢受給者証」の写しを一緒に提出して下さい。</p> <p>② 協会けんぽや健康保険組合に加入している場合は、「健康保険資格喪失証明書」の写し  <u>但し、社会保険資格喪失証明書の資格喪失日が当国保組合加入日と同日であることが条件です。当組合の加入日前日に未加入の場合は一旦市町村国民健康保険へ加入することが必要です)</u>  <u>また、国民健康保険料の未払いがある場合は当国保組合への加入は出来ません。</u></p>
(4) 建設業である証明書類 ※業種については同封の「 <u>建設連合国保が定める組合員の業種</u> 」に記載されている業種が確認できることが必要です。	<p>● 下記のいずれか1点をご準備下さい。</p> <p>① <u>最新の確定申告書の写し</u>          ・但し、職業欄に建設業の具体的な業種(例:大工・電気工事・設計業等)がわかるもの</p> <p>② <u>労働保険特別加入届の写し</u>          ・当組合加入日から1年以内のもの          ・具体的な業種(例:大工・電気工事・設計業等)が明記しているもの          ・労災保険に同時加入の場合は、当組合で準備いたします。          但し、労災加入日は国保加入日と同日かそれ以前であること</p> <p>③ <u>個人事業所の開業届の写し(税務署受付印があるもの)</u>          ・当組合加入日から1年以内のもの</p> <p>④ <u>見積書・請求書・請負契約書のいずれかの写し</u>          ・当組合加入日から1年以内のもので、取引内容から建設業の業種がわかるもの</p> <p>⑤ <u>最新の源泉徴収票の写し</u>          ・4名以下の事業所の従業員の方は提出して下さい。尚、源泉徴収票に記載されている事業所名から建設業とわかるものが必要です。          事業所名から建設業とわかる源泉徴収票が準備できない場合は、雇用証明書(当組合様式あり)を別途送付しますので、上記までご連絡をお願いします。</p>
(5) 引落口座と届出印	<p>3か月目の保険料等より、ご指定の金融機関口座から引落をいたしますので、<u>口座番号がわかる通帳またはキャッシュカード及び届出印</u>をご持参下さい。</p>